

消防法施行規則の一部を改正する省令について

平成30年3月
消防庁予防課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第69号）による、消防法施行令別表第一（3）項に掲げる飲食店等における消火器具の設置に関する基準の見直しに伴い、以下のとおり、消防法施行規則について、所要の改正を行うものである。

1 防火上有効な措置について

消防法施行令の一部を改正する政令による改正後の消防法施行令（以下「令」という。）第10条第1項第1号ロに規定する「防火上有効な措置」は、「調理油過熱防止装置、自動消火装置又はその他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置を設けること」としたこと（改正規則による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の2関係）。

2 大型消火器以外の消火器具の設置の基準の見直し

(1) 消火器具の能力単位の合計数の加算について

延べ面積150㎡未満の令別表第一（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回の改正により新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に対しては、消火器具の能力単位の加算を行わないこととしたこと（規則第6条第5項関係）。

(2) 消火器具の設置場所について

延べ面積150㎡未満の令別表第一（3）項に掲げる防火対象物のうち、今回新たに消火器具の設置義務が課せられる防火対象物に設置する消火器具については、原則として、火を使用する設備又は器具が設けられた階に限り消火器具を配置しなければならないこととしたこと（規則第6条第6項関係）。

3 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと（規則第6条第3項及び第5項関係）。

【施行期日】

平成31年10月1日